

交通バリアフリー法とは？

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」H12.5 公布。交通バリアフリー法では、高齢者、身体に障害のある方、そのほか妊産婦の方などが公共交通機関を利用して移動する際の、利便性および安全性の向上を目的にバリアフリー化を推進します。

特定事業等の概要

各関係事業者は、主に以下のような特定事業等を実施することによりバリアフリー化を推進します。

鉄道事業者は、下記の事業等により駅等のバリアフリー化を推進します！

- ・車いす乗車スペースを確保したバリアフリー対応車両の導入推進。
- ・改札階とホームを結ぶエレベーターの設置。
- ・改札内への多目的トイレの設置。 . . . など

バス事業者は、下記の事業等によりバス乗り場、車両等のバリアフリー化を推進します！

- ・低床バスの導入推進。
- ・遠くから視認性がよく見やすい案内板・時刻表への改良を検討する。
- ・市と協議のうえ、バス乗り場の位置が分かりやすいように案内サインの改良を検討する。 . . . など

タクシー事業者は、下記の事業等によりタクシー乗り場、車両等のバリアフリー化を推進します！

- ・市の福祉施策と協力体制を図り福祉車両を増やす。
- ・道路管理者、松戸市と協議し、松戸駅西口タクシー乗り場への分かりやすい案内サインを設置する。 . . . など

道路管理者、公安委員会、松戸市等は、下記の事業等により特定経路等のバリアフリー化を推進します！

- ・街路の交差点部、車乗り入れ部における車道との段差の解消、歩道凸凹部の舗装修繕等により歩道の平坦性を確保する。
- ・交差点部、施設入口、バス停留所等への誘導用ブロックの設置。
- ・滑りにくく水はけの良い路面舗装等の採用。
- ・放置自転車の取締り強化。
- ・違法駐車の見回り強化。
- ・歩道の不法占拠（路上看板・商品、露店等）の取締り強化。
- ・交差点等への施設案内標識の設置。
- ・誘導サインの連続性確保。
- ・まち歩き点検の定期的な実施。 . . . など

今後の取組み

今後は、本構想に基づき、各特定事業者が速やかに事業計画を作成し、事業を実施していきます。

特に、施設の整備に関する事業項目については、目標年度（2010年）までにできる事業量を明確にし、松戸市が取組んでいる政策全体とのバランスを図りながら重点的かつ効率的に整備を推進するものとします。

なお、本構想の整備方針と事業の進捗を明確にするため、下記のような体制で連携を図ることとします。

